

# 大和町が 奨学金の返還 を支援します！！

## 大和町奨学金返還支援補助金

上限(1年あたり)

10万円

×

最長

5年間

=

最大

50万円

大和町に定住・就業する若者を応援！

大和町に居住しながら、宮城県内に就業し奨学金の返還を行っている

40歳未満の方に対し、1年間の返還額に応じて補助金を交付します。

詳しくは、町ホームページ(右記 QR コード)をご覧ください。



大和町 HP



## 大和町奨学金返還支援補助金

内 容	本町に定住しながら、宮城県内に就業し奨学金の返還を行っている若者に対し補助金を交付します。								
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 高校等に進学し、在学中に自らが奨学金の貸与を受けて、その返済を滞滞なく行っている者</li> <li>(2) 基準日時点（当該年度の1月1日）に大和町内に居住している者</li> <li>(3) 交付申請をする初年度の4月1日において満40歳未満の者</li> <li>(4) 基準日から補助金交付申請日までの間、引き続き町内に定住し、宮城県内で勤務している者。</li> <li>(5) 交付申請後5年以上本町に定住する予定である者</li> <li>(6) 本町及び従前の住所地において、補助金交付申請者及び同一世帯員に町税等の未納がない者</li> <li>(7) 大和町暴力団排除条例に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有しない者</li> </ul>								
補助対象の算定及び金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <b>対象となる奨学金</b> 日本学生支援機構、宮城県、大和町などの公的な奨学金</li> <li>(2) <b>補助金の算定対象と期間</b> 補助金の交付申請を行う前年度（1年間）の奨学金返還額</li> <li>(3) <b>補助金交付の対象期間</b> 最初に交付を受けた年度から5年以内</li> <li>(4) <b>補助金額</b> 前年度の奨学金返還額の2/3 上限10万円（5年間継続で最大50万円） ※1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てとなります。</li> </ul>								
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 大和町奨学金返還支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）</li> <li>(2) ★奨学金の貸与を受けていることを証明する書類（奨学金貸与証明書・償還表等）</li> <li>(3) 年度の基準日の対象となる償還額がわかる書類（奨学金返還額証明書、償還領収証、振替口座の通帳）</li> <li>(4) ★高校等を卒業等したことを証する書類（卒業・修了証書等）</li> <li>(5) 国又は他の自治体等による奨学金返還に関する補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の額を確認できる書類</li> <li>(6) ★就業証明書又は事業証明書（様式第2号）</li> <li>(7) ★誓約書（様式第3号）</li> <li>(8) ★申請者本人の住民票の写し</li> <li>(9) ★申請者及び世帯員の町税等の納税証明書又は非課税証明書</li> <li>(10) その他町長が必要と認める書類</li> </ul> <p style="color: red;">★印は2年目以降の申請で、前年度から変更がない場合は省略できます。</p>								
申請期間	<b>毎年4月1日から9月30日まで</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 15%;">申請月</td> <td style="width: 25%;">4～6月</td> <td style="width: 25%;">7～9月</td> </tr> <tr> <td>助成月</td> <td>7月末</td> <td>10月末</td> </tr> </table>		申請月	4～6月	7～9月	助成月	7月末	10月末	<b>申請方法</b> 初年度：書面をまちづくり政策課へ提出 2年目以降：書面またはオンライン申請
申請月	4～6月	7～9月							
助成月	7月末	10月末							
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募者が多数となった場合は、年齢や未償還期間等を考慮し、補助金対象者を決定します。（対象とならなかった方は、翌年度の補助金の対象となる場合は優先します。）</li> </ul>								
問合せ先	大和町まちづくり政策課 まちづくり推進係 〒981-3680 大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1 TEL：022-345-1115 FAX：022-345-4852								